

令和4年8月25日

令和4年度第5回定例松本市教育委員会

会 議 議 案

松本市教育委員会

令和4年度第5回定例松本市教育委員会付議案件

[議案]

- 第1号 松本市教育委員会の所管に係る松本市公共施設案内・予約システムの利用等に関する規則の一部改正について
- 第2号 国宝（建造物）旧開智学校校舎保存活用計画の策定について

[報告]

- 第1号 （仮称）あるぷキッズ支援センター設立準備委員会委員の委嘱について
- 第2号 まつもと文化遺産保存活用協議会委員の委嘱について
- 第3号 新型コロナウイルス感染症に関するメールの誤送信について

[周知]

- 1 第3回博物館まつりの開催について

[その他]

教育委員会資料
4. 8. 25
教育政策課 生涯学習課・中央公民館

議案第 1 号

松本市教育委員会の所管に係る松本市公共施設案内・予約システムの利用等に関する規則の一部改正について

1 趣旨

松本市まつもと市民カードの交付等に関する規則（以下「市民カード交付規則」という。）の一部改正に伴い、所要の改正を行うことについて協議するものです。

2 改正内容

松本市教育委員会の所管に係る松本市公共施設案内・予約システムの利用等に関する規則に準用している、市民カード交付規則の条番号を改める。

3 市民カード交付規則の条番号変更理由

松本市公共施設案内・予約システムを使用した従来のオンライン予約に加え、新規にオンライン決済及びキャッシュレス決済を可能とするための市民カード交付規則の改正に伴い、条番号の変更が生じたもの

4 新旧対照表

別紙のとおり

5 施行日

令和4年9月1日

担当	教育政策課
課長	白井 美保
電話	33-3980
担当	生涯学習課・中央公民館
課長	石川 善啓
電話	32-1132



まつもと市民生きいき活動

- わたしは ころをみがき、からだを使おう
- あなたに あいさつをしよう
- このまちを きれいにしよう

松本市教育委員会の所管に係る松本市公共施設案内・予約システムの利用等に関する規則(平成8年教育委員会規則第7号)新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>○松本市教育委員会の所管に係る松本市公共施設案内・予約システムの利用等に関する規則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、松本市教育委員会の所管に係る松本市公共施設案内・予約システム(以下「システム」という。)の利用等について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(準用規定)</p> <p>第2条 システムの利用に関する事項は、次条に定めるもののほか、松本市まつもと市民カードの交付等に関する規則(平成7年規則第40号)第8条、第9条、第11条、第12条及び第13条の規定を準用する。この場合において、第9条、第11条、第12条及び第13条中「市長」とあるのは「松本市教育委員会」と読み替えるものとする。</p> <p>(システム対象施設)</p> <p>第3条 システムを利用できる施設は、別表のとおりとする。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。 (松本市教育委員会規則で定める手続きの特例)</p> <p>2 第3条で規定するシステム対象施設のうち、松本市あがたの森文化会館条例(昭和54年条例第43号)第2条に規定する施設を除く施設については、第2条の規定により準用される松本市ま</p>	<p>○松本市教育委員会の所管に係る松本市公共施設案内・予約システムの利用等に関する規則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、松本市教育委員会の所管に係る松本市公共施設案内・予約システム(以下「システム」という。)の利用等について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(準用規定)</p> <p>第2条 システムの利用に関する事項は、次条に定めるもののほか、<u>松本市公共施設案内・予約システムの利用等に関する規則</u>(平成7年規則第40号)第7条、第8条、第9条、第10条及び第11条の規定を準用する。この場合において、第8条、第9条、第10条及び第11条中「市長」とあるのは「松本市教育委員会」と読み替えるものとする。</p> <p>(システム対象施設)</p> <p>第3条 システムを利用できる施設は、別表のとおりとする。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。 (松本市教育委員会規則で定める手続きの特例)</p> <p>2 第3条で規定するシステム対象施設のうち、松本市あがたの森文化会館条例(昭和54年条例第43号)第2条に規定する施設を除く施設については、第2条の規定により準用される<u>松本市公</u></p>

つもと市民カードの交付等に関する規則（平成7年規則第40号）第8条の規定により施設の利用予約の手続きを完了し、又は同規則第9条及び第11条の規定により施設の使用許可書兼領収書又は使用許可書兼口座振替通知書の交付を受けた者又はシステムを通じて利用の許可を通知された者は、当該施設の使用の手続きを規定する松本市教育委員会規則の規定による使用申請書等の提出又は使用許可書等の交付があった者とみなす。

別表(第3条関係)

システム対象施設
1 松本市公民館条例(昭和39年条例第42号)第2条に規定する施設。ただし、四賀、安曇、奈川の各公民館を除く。
2 松本市Mウイング文化センター条例(平成12年条例第68号)に規定する施設
3 松本市教育文化センター条例(昭和58年条例第33号)第2条に規定する施設
4 松本市あがたの森文化会館条例(昭和54年条例第43号)第2条に規定する施設
5 松本市奈川文化センター夢の森条例(平成17年条例第71号)第2条に規定する施設

共施設案内・予約システムの利用等に関する規則（平成7年規則第40号）第7条の規定により施設の利用予約の手続きを完了し、又は同規則第8条及び第9条の規定により施設の使用許可書兼領収書又は使用許可書兼口座振替通知書の交付を受けた者又はシステムを通じて利用の許可を通知された者は、当該施設の使用の手続きを規定する松本市教育委員会規則の規定による使用申請書等の提出又は使用許可書等の交付があった者とみなす。

別表(第3条関係)

システム対象施設
1 松本市公民館条例(昭和39年条例第42号)第2条に規定する施設。ただし、四賀、安曇、奈川の各公民館を除く。
2 松本市Mウイング文化センター条例(平成12年条例第68号)に規定する施設
3 松本市教育文化センター条例(昭和58年条例第33号)第2条に規定する施設
4 松本市あがたの森文化会館条例(昭和54年条例第43号)第2条に規定する施設
5 松本市奈川文化センター夢の森条例(平成17年条例第71号)第2条に規定する施設

## 議案第 2 号

## 国宝（建造物）旧開智学校校舎保存活用計画の策定について

## 1 趣旨

国宝旧開智学校校舎の今後の保存活用に係る国宝（建造物）旧開智学校校舎保存活用計画（以下「本計画」という）策定に係るパブリックコメント等の結果を踏まえ本計画を策定することについて協議するものです。

## 2 経過

- R 4. 4. 28 教育委員会に本計画（案）を協議
- 5. 10 庁議に本計画（案）を協議
- 23 市議会経済文教委員協議会に本計画（案）を協議
- 6. 9 パブリックコメントを実施（7月11日まで）

## 3 パブリックコメント等の結果

- (1) パブリックコメントにおける意見等  
別紙1のとおり
- (2) 市議会経済文教委員協議会における意見等  
特になし

## 4 修正後の本計画（案）

- (1) 概要版（案）  
別紙2のとおり
- (2) 計画案  
別冊のとおり（赤字部分が反映箇所）

## 5 今後の進め方

- (1) 次期開催の庁議及び市議会経済文教委員協議会に報告後、文化庁に提出します。
- (2) パブリックコメントの結果及び本計画を市ホームページで公表します。

担当 博物館  
館長 木下 守  
電話 32-0133



学都松本へ  
松本は屋根のない博物館！松本の歩みと文化を知る。  
松本の今にふれ、未来を思う。  
——まるごと松本を知る旅のスタート地点です。



国宝（建造物）旧開智学校校舎保存活用計画に係る  
パブリックコメントの結果について

## 1 募集期間

令和4年6月9日（木）から7月11日（月）まで

## 2 閲覧方法

## (1) 窓口

(国宝旧開智学校校舎、松本市行政情報コーナー、各地区地域づくりセンター、文化財課  
中央図書館、松本市立博物館各分館(旧司祭館、高橋家住宅を除く))

## (2) 市公式ホームページ

## 3 実施結果

## (1) 件数

9件（1名）

## (2) 提出方法

区 分	件 数	人 数
国宝旧開智学校校舎持参	なし	なし
郵送	なし	なし
ファクシミリ	9件	1名
電子メール	なし	なし
合 計	9件	1名

## (3) 意見への対応

意見の区分	内容	件 数
反映する意見	意見等の内容を反映し、 案を修正したもの	5件
参考とする意見	案の修正はしないが、施 策実施の参考とするもの	1件
対応が困難な意見	対応が困難なもの	3件
合 計		9件

4 意見に対する市の考え方

No.	項目	意見	対応区分	市の考え方
1	全体	校舎内の部屋名や昔の学校名、園路等の用語を整理及び統一したほうが良い。また、写真や図面等も現状や経過に即したものに変更するとともに、説明不足の箇所を直した方が良い	反映する意見	標記のバラつきがある用語については整理・統一し、写真等は現状等を示すものに修正する。説明も、誰もが理解できるように表現を見直す。
2	第2章1-(1)保存状況(表3)	塔屋風見柱の文字盤が金色に塗られていたことを明記してほしい	対応が困難な意見	当該箇所の内容と関連しない意見であるため、理解いただきたい。
3	第2章2-(1)保護の方針	①を現状のまま保存していくと記すと、今後のエレベーター等の設置を考える際に齟齬がでる	反映する意見	今後の活用の可能性を考え、表現を修正する。
4	第4章1-(2)-エ-(エ)校舎内の可燃物の整理	収蔵場所の確保とあるが、収蔵庫の建設を明記したらいかがか	対応が困難な意見	今回の計画期間内に取り組むことは難しいと思われるのでご了承いただきたい。
5	第5章1-(1)-ア-(ウ)耐震対策工事による休館中の活用状況	休館中の活用について、司祭館・高橋家だけでなく広く連携した活用を	反映する意見	限定的な表現ではなく、連携の幅が広がるような表現に修正する。
6	第5章1-(1)-ア-(エ)国宝旧開智学校校舎に関するまちづくりの方針(図17)	三の丸エリアビジョンについて抜粋だけでは理解が足りない	参考とする意見	指摘の箇所は本編の抜粋を載せるにとどめるが、計画本文が松本市公式ホームページに掲載されていることを紹介する等の対応を検討する。
7	第5章1-(3)-⑥すべての人にやさしい施設となるためのユニバーサルデザイン化(表11)	車イス等の利用者への職員の介助のみではなく、エレベーターの設置を入れてはいかがか	対応が困難な意見	今回の計画期間内に取り組むことは難しいと思われるのでご了承いただきたい。
8	第5章3-(2)-ア平面計画(図19)	図19に塔屋がない、バルコニーの扱いはどうするのか	反映する意見	塔屋とバルコニーについては、特別公開エリアとして図を修正する。
9	第5章3-(3)-エ庭園内・校舎のユニバーサルデザイン化	車イス利用者の対応に2階の記述も追加したほうが良い	反映する意見	2階への昇降介助等について追記する。

※計画期間：計画策定から10年間

# 国宝（建造物）旧開智学校校舎保存活用計画 【概要版】（案）

## 1 全体概要について

旧開智学校校舎の文化財的価値を保存し、後世に伝えていくとともに、今後の一層の活用に向けて、現状と課題を整理し、今後の方針と対策をまとめた計画です。計画期間は、策定から10年間とします。

### ○計画の構成

- 第1章 計画の概要
- 第2章 保存管理計画
- 第3章 環境保全計画
- 第4章 防災計画
- 第5章 活用計画
- 第6章 保護に関する諸手続き
- 第7章 資料編



### 保存管理計画

校舎の保存に関する課題を整理し、今後の保存の方針を定めています。

復原された明治9年竣工当時の姿を損なわずに維持していくことを基本とします。



### 防災計画

火災や地震等の災害発生時の課題を整理し、防災の方針を定めています。

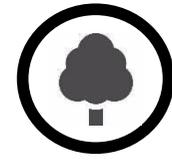
現在、実施中の耐震対策工事に加えて防災設備工事を予定しています。また、警備体制の見直しも行います。



### 環境保全計画

校舎の保存に必要な周辺環境の保全方針を定めています。

- ①校舎を適切に保全するため周辺環境を整えます。
- ②憩いの場となるように周辺環境や景観を保全します。



### 活用計画

校舎の活用方針と今後の整備の方向性をまとめています。

- 活用の基本方針
- ①建物の価値と魅力の発信
- ②学びのあゆみを発信
- ③文化観光の拠点に
- ④学都のシンボル



- 保護に関する諸手続き（保護管理に関する手続きや日常管理の範囲等）
- 資料編（本計画に関する参考資料）

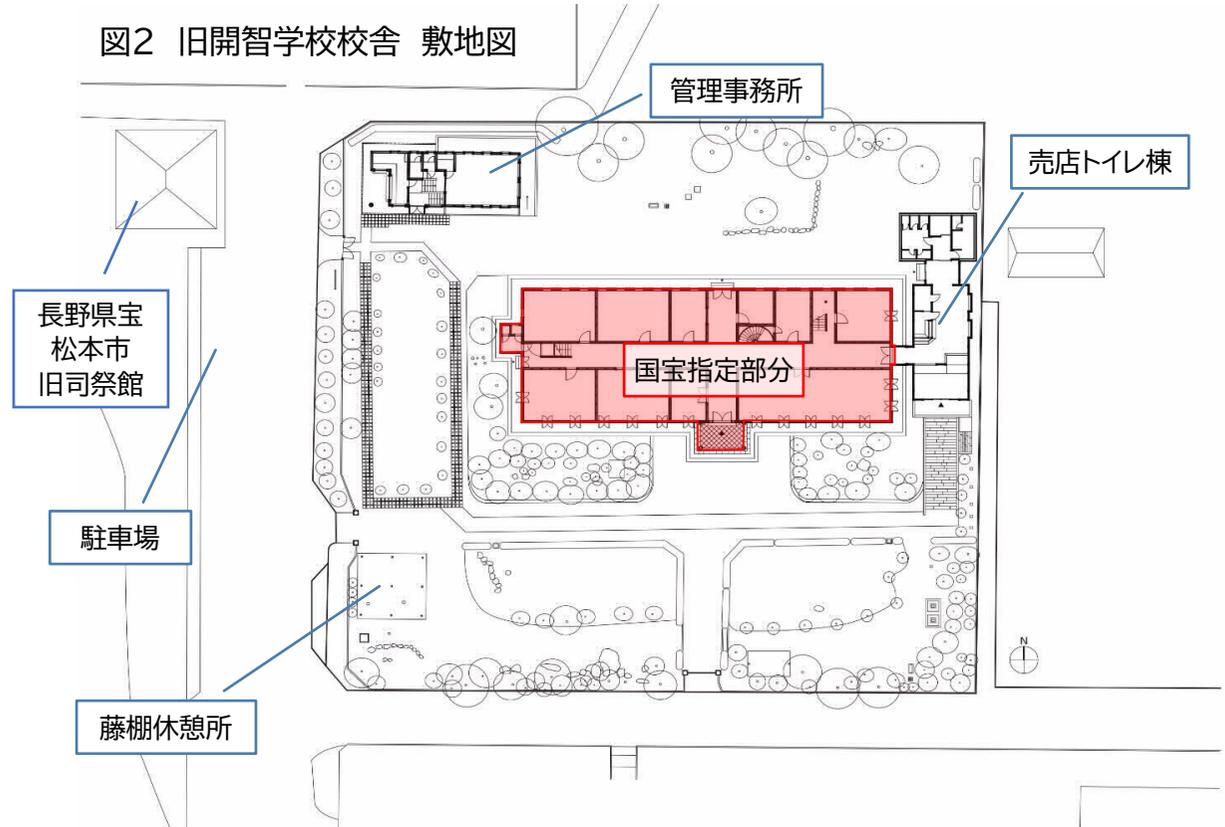
## 国宝旧開智学校校舎の概要

指定名称	旧開智学校校舎
竣工年	明治9年（1876）
指定区分	国宝（建第239号）
指定年月日	令和元年9月30日
建築面積	513.58㎡
構造	木造2階建・寄棟造・棧瓦葺 中央部八角塔屋付
附資料	建築関係資料 （文書56点、7点）

### 旧開智学校校舎 略年譜

明治6年	開智学校開校
明治9年	新校舎（現国宝）竣工
昭和24年	重要美術品に認定
昭和36年	重要文化財に指定
昭和38年	3月まで小学校校舎として使用
昭和39年	移築復原工事竣工
昭和40年	教育博物館として開館
令和元年	国宝に指定
令和3年	6月から耐震対策工事のため休館中（令和6年秋頃竣工予定）

図2 旧開智学校校舎 敷地図



### 旧開智学校校舎の価値

近世社会からの変革と近代化を推進した開化期の洋風建築の受容を示し、近代教育の黎明を象徴する擬洋風学校建築の最初期の遺構として、深い文化的意義を有している。



明治25年 シカゴ万博出品写真

## 保存管理計画

校舎の保存に関する課題を整理し、今後の保存の方針を定めています。

### 1 保護の方針

復原された竣工当時（明治9年）の姿を損なわずに維持していくことを基本とします。校舎の価値に基づき、「部分」及び「部分を構成する部位」について、重要度のランクを設け、今後の保護の方針を定めています。

保存部分	文化財としての価値を守るために厳密な保存が要求される部分 →「その他の部分」以外の範囲	基準1	材料自体の保存を行う部位 →木造軸組、基壇、創建当初の扉等
保全部分	管理・活用及び補強のために改変が許される部分 →該当なし	基準2	材料の形状、材質等の保存を行う部位 →床材、漆喰壁、パンキ、紙天井等
その他の部分	活用・安全性の向上のために改変等が許される部分 →移築時に現状変更した校舎北東部（ただし構造材は除く）	基準3	主たる形状及び色彩の保存を行う部位 →類例から再現したランプ、雨樋等
		基準4	意匠上の配慮を必要とする部位 →照明器具（公開部分）、ケース等
		基準5	所有者の自由裁量にゆだねられる部位 →防災設備、照明器具（非公開部分）

表1 部分設定区分表

表2 部位設定区分表

### 2 管理計画・修理計画

清掃や風水被害対策等の日常管理の方法や附指定資料の保存管理方法、今後の修理方針を定めています。

## 環境保全計画

校舎の保存に必要な樹木等の周辺環境の保全方針を定めています。

### 1 環境保全の基本方針

- (1) 旧開智学校校舎を適切に保全することが可能な周辺環境を整えます。
- (2) 来館者や周辺通行者にも憩いの場となるように周辺環境及び景観の保全を図ります。

### 2 環境計画区域

計画区域内を3つの区域に分けて、それぞれ整備の方針を定めています。

- (1) 保存区域：復原整備や防災施設整備を除き新たな整備を行わない区域
- (2) 保全区域：校舎の維持管理や防災設備の設置等に必要となる整備が実施可能な区域
- (3) 整備区域：環境・景観に悪影響を及ぼさない範囲内で所有者が活用できる区域

### 3 当面の整備計画

ベンチ等の休憩用設備の維持・修理、園路のフラット化等を行います。

## 防災計画

※令和3年3月に策定した「旧開智学校校舎防災計画」に準拠したものです。

火災や地震等の災害発生時の課題を整理し、防災の方針を定めています。

### (1) 防火・防犯対策

災害・緊急時の課題を整理した上で、消防訓練の実施や日常の火災予防措置を定めています。また、夜間・休館日の警備体制強化のため、警備員の常駐化を検討します。

### (2) 防災設備整備計画

文化庁のガイドラインに則り、防災設備工事を行います。(耐震対策工事の工事休館中に実施予定) R型受信器やアナログ式感知器の導入や消火栓の増設等を行い、防災体制の向上を図ります。

### (3) 耐震対策

耐震対策工事は令和2年度から実施しています。合わせて、地震発生時の対処方針についても定めています。

### (4) その他の災害対策

台風・強風、雪害、大雨等、各種災害に対する対応方針を定めています。

## 活用計画

校舎の活用に関する方針と各種活用に向けた方向性をまとめています。

### 1 活用の基本方針



### 2 活用基本計画

校舎内の活用に関する平面計画や動線計画、基本方針に基づく施設整備計画、管理・運営計画等を定めています。

### 3 附指定資料の活用計画・その他の活用計画

附指定資料の保存・公開やデジタルデータ化の方向性を定めています。また、学校教育との連携や観光活用等の各事業の方向性を定めています。

表3 計画期間内に取り組む事業案

①	国宝建造物の魅力と価値を発信するための機能の強化	→照明設備のLED化と照度再検討 →附指定資料の展示に耐える展示環境の整備、調査研究に対応するためのデジタルデータ化 →校舎と資料の魅力を伝えるガイドの充実と連携事業実施 →価値を高めるための調査研究事業
②	学都のシンボルとしての役割の整理と強化	→学校向けデジタル教材開発等の学校教育との連携強化 →講座や見学会等のソフト事業の展開
③	入館者増に向けた取り組み	→冬季イベントの企画・実施、他事業との連携 →体験やデジタルコンテンツの充実
④	外国人来館者の取り込み	→看板・案内の多言語化、外国語音声案内の導入、映像解説の作成 →観光案内所・市内宿泊施設との連携(割引サービス付帯の検討)
⑤	工事休館中の取り組み	→工事中の情報発信 →旧司祭館を活用した事業の展開
⑥	ユニバーサルデザイン化	→敷地内園路のフラット化、校舎内スロープ等の設置、館内マットの入れ替え →音声ガイド導入の検討
⑦	繁忙期の体制整備	→工事終了後の観覧ルート・入館制限基準の再設定 →災害発生時等における対応の検討と対応訓練の実施
⑧	デジタル技術等を活用した発信	→ツイッターや YouTube を利用した発信(旧所在地の映像解説等の検討) →VR や AR を導入したコンテンツの開発(消失した棟のVR作成等の検討)
⑨	三の丸エリアビジョンへのアプローチ	→ワーキンググループによるパイロットプロジェクトの検討、実施 →ベンチ、植栽等の公園環境の整備
⑩	建物の公開・展示・体験のバランスの取れた活用	→市中央図書館との連携を強化し、図書館会議室や1階ロビー等を活用しての事業展開
⑪	他施設との連携	→連携展示や合同見学会等の実施
⑫	国宝を中心とした回遊性の向上	→案内看板の改善、回遊性向上に向けた整備 →文化観光の視点からのコンテンツ開発(文化観光地域計画)

## 保護に関する諸手続き

計画に盛り込まれた具体的な行為や日常の保護管理を行う上で、とるべき手続きや許可の要不要や日常管理の範囲を定めています。

- 現状変更や保存に影響を及ぼす行為  
事前に文化庁長官の許可を得ることが必要な行為の内容を定めています。

○現状変更の主な事例  
位置の変更・規模の変更・間取りの変更・構造形式の変更・意匠・形態の変更

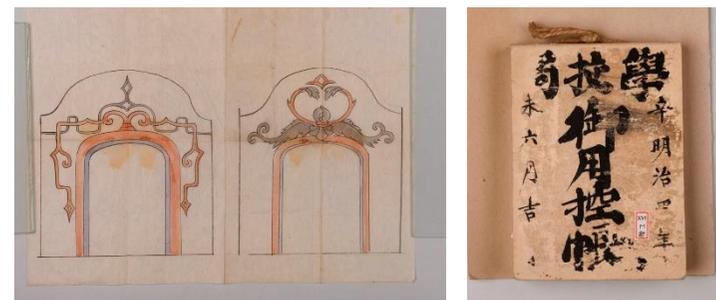
○保存に影響を及ぼす行為の主な事例  
現状を変更せず、付加物の取り付けや設置、物理的・化学的負荷を直接かける行為  
建造物直下や周辺での掘削、盛土等により間接的に影響が及ぶ可能性のある行為

- その他の届出等  
き損届や修理届、防災施設の機能低下に係る報告等について定めています。

## 資料編

本計画の参考となる資料をまとめています。

- 1 附指定資料一覧
- 2 松本市立博物館条例
- 3 国宝旧開智学校校舎消防計画



国宝附指定資料(63点の内の一部)

### 国宝（建造物）旧開智学校校舎保存活用計画【概要版】（案）

編集発行 松本市教育委員会 博物館（国宝旧開智学校校舎）

〒390-0876 長野県松本市開智2丁目4番12号

TEL：0263-32-5725 FAX：0263-32-5729／email：kyu-kaichi@city.matsumoto.lg.jp



## 報告第 1 号

(仮称) あるぷキッズ支援センター設立準備委員会委員の委嘱について

## 1 趣旨

特別支援教育の推進を図るため、教育、医療、福祉等の関係機関が連携し、子どもや保護者等を支える(仮称)あるぷキッズ支援センター(以下「センター」という。)の早期設立の実現に向け、センター設立準備委員会設置要綱第3条の規定に基づき、委員を委嘱することについて報告するものです。

## 2 委員会の所掌事項

- (1) センターの設立に関すること。
- (2) センターの役割及び在り方に関すること。
- (3) センターの機能に関すること。
- (4) (1)、(2)、(3)に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めること。

## 3 委嘱予定者

裏面のとおり

## 4 任期

令和4年9月20日からセンターが設立される日まで

## 5 根拠法令

(仮称)あるぷキッズ支援センター設立準備委員会設置要綱(抜粋)  
(組織)

第3条 委員会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 教育関係者
- (2) 医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 有識者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日からセンターが設立される日までの間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

担当

学校教育課 課長 塚田 雅宏  
学校支援室 室長 坂口 俊樹  
電話 33-4397

(仮称) あるぷキッズ支援センター設立準備委員会委員名簿

【任期：令和4（2022）年9月20日からセンターが設立される日まで】

区分	氏名	所属・役職等
教育関係者	渡邊 和幸	県立特別支援学校校長会 松本養護学校長
	平林 洋一	中信地区高等学校校長会 松本筑摩高等学校長
	勝又 和彦	長野県教育委員会特別支援教育課 教育幹兼指導係長
	下川 威	中信教育事務所学校教育課 特別支援教育推進員
	宮内 かつら	長野県松本養護学校 教諭（教育相談専任）
	田中 寛人	松本市校長会特別支援教育研究会 梓川小学校長
	清水 伸行	松本市校長会特別支援教育研究会 高綱中学校長
	大久保 和彦	松本市教育研修センター センター長
医療関係者	石田 修一	城西病院 小児科医長
	塚田 昌大	松本市保健所 所長
	渡 美江子	松本市立病院 看護師（医療的ケア児対応現場）
福祉関係者	新保 文彦	(株)アストコ 新保人間塾 発達障害サポートマネージャー
	北野 とみ江	NPO法人 未来の風 理事長
	清水 恵美子	松本市教育委員会 スクールソーシャルワーカー
	塚田 道彦	松本市こども部こども福祉課 あるぷキッズ支援室教育相談員
	市川 美千代	松本市こども部保育課 保育専門指導員
有識者	庄司 和史	信州大学 教職支援センター教授
	本田 秀夫	信州大学 医学部教授

教育委員会告示第30号

(仮称)あるぷキッズ支援センター設立準備委員会設置要綱を次のように定める。

令和4年7月26日

松本市教育委員会

(仮称)あるぷキッズ支援センター設立準備委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、特別支援教育の推進を図るため、教育、医療、福祉等の関係機関が連携し、子どもや保護者等を支える(仮称)あるぷキッズ支援センター(以下「センター」という。)の早期設立の実現に向け、(仮称)あるぷキッズ支援センター設立準備委員会(以下「委員会」という。)を設置することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) センターの設立に関すること。
- (2) センターの役割及び在り方に関すること。
- (3) センターの機能に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 教育関係者
- (2) 医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 有識者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日からセンターが設立される日までの間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年7月28日から施行する。

## 報告第 2 号

## まつもと文化遺産保存活用協議会委員の委嘱について

## 1 趣旨

まつもと文化遺産保存活用協議会委員の任期満了に伴い、まつもと文化遺産保存活用協議会設置要綱第4条に基づき、新たに委員を委嘱することについて報告するものです。

## 2 委嘱予定者

- (1) 委嘱予定者名簿 別紙のとおり
- (2) 委員数 12名

## 3 任期

令和4年10月1日から令和6年9月30日まで（2年間）

## 4 根拠法令等（抜粋）

- (1) 文化財保護法  
（協議会）

第百八十三条の九 市町村の教育委員会は、単独で又は共同して、文化財保存活用地域計画の作成及び変更に関する協議並びに認定文化財保存活用地域計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 当該市町村
- 二 当該市町村の区域をその区域に含む都道府県
- 三 第百九十二条の二第一項の規定により当該市町村の教育委員会が指定した文化財保存活用支援団体
- 四 文化財の所有者、学識経験者、商工関係団体、観光関係団体その他の市町村の教育委員会が必要と認める者

- (2) まつもと文化遺産保存活用協議会設置要綱  
（組織）

第4条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 文化財所有者
- (2) 地域住民代表者
- (3) 特定非営利活動法人等関係団体の代表
- (4) 商工・観光関係団体の代表

- (5) 関係行政機関の代表
- (6) 有識者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者  
(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。



担当	文化財課
課長	竹原 学
電話	34 - 329

## まつもと文化遺産保存活用協議会 委員名簿（案）

区分	氏名	所属等	備考
文化財所有者	おおたに ゆうしゅう 大谷 宥秀	牛伏寺副住職	継続
地域住民代 表者	はら かつみ 原 勝美	今井地区文化財委員会	継続
	ありま まさとし 有馬 正敏	松本市地域文化財連絡協議会	継続
特定非営利活 動法人等関係 団体の代表	やまもと けいこ 山本 桂子	新まつもと物語プロジェクト	継続
	たかまつ のぶゆき 高松 伸幸	ココブラ信州実行委員会代表	新規 文化財を活用 したツアーの主催
商工・観光 関係団体の 代表	はなおか ゆり 花岡 由梨	中町商店街振興組合	継続
	せはらだ ひさひで 瀬原田 久英	(一社)松本観光コンベンション 協会事務局	新規 観光誘客、着地 型コンテンツの開発
関係行政機 関の代表	たに かずたか 谷 和隆	長野県教育委員会	新規
	にいむら よしお 新村 芳男	松本市公民館長会	新規
有識者	ごとう よしたか 後藤 芳孝	松本市文化財審議委員会	継続
	くらさわ ぎとる 倉澤 聡	都市計画家	継続
	まきやま けいいち 巻山 圭一	松本大学教職センター	新規 民俗学

報告第 3 号

新型コロナウイルス感染症に関するメールの誤送信について

1 趣旨

市立小中学校で発生した新型コロナウイルス感染症に関するメールの誤送信により、個人情報の一部の保護者家庭に流出したことについて報告するものです。

2 流出内容

感染児童生徒1名の個人情報（学校から県及び市教育委員会に提出する学級、氏名、療養状況、家族構成、検査結果等の基礎情報が記載された報告書）及び濃厚接触者となった児童生徒3名の姓

3 経過

4. 8. 22	20時47分	教職員が、コロナウイルス陽性者の基礎情報が掲載された報告書を校長へのメールに添付し、その他濃厚接触者等の情報とともに送信したところ、誤って、保護者・教職員あわせて642人に送信してしまった。 (複数の児童生徒の感染情報を3本のメールで送付し、最初の2本は校長宛てで送ったが、3本目の送信先を誤操作)
	20時49分	保護者からの電話で誤送信が発覚し、メールを削除 その際すでに206人(うち保護者194人)が閲覧済みとなっていた。
	21時14分	校長が松本市教育委員会に電話で報告
	21時～	教頭が該当の保護者家庭へ電話で謝罪
8. 23	9時30分～	校長・教頭が該当家庭に出向き直接謝罪 校長名で全家庭にお詫びのメールを送信
	13時30分	校長会で教育長が訓示

4 原因

保護者及び教職員両者に送信が可能なメールシステムにおいて、伝達メールの作成時に、送付先を校長のみとすべきところ「全体」を選択し、直前の最終確認が不十分のまま誤送信したことによるもの。

5 今後の対応（再発防止策）

- (1) 当該児童生徒について、心のケアをするとともに、いじめ等が起らないよう、当該校への支援を行います。
- (2) 今年度新たに全校で導入し、10月に運用開始予定の連絡システムでは、保護者と教職員に同時に送信するリスクがなくなるため、このシステムによる連絡を徹底します。
- (3) 改めて校長、教頭を含めた教職員を対象とするメール送信に関する研修を実施し、情報漏洩の防止を徹底します。
- (4) メールを送信する場合は、複数人による宛名の確認を徹底します。

担当
学校教育課 課長 塚田 雅宏
学校支援室 室長 坂口 俊樹
電話 33-4397

## 周知事項 1

## 第3回博物館まつりの開催について

## 1 趣旨

博物館で活躍している方々の活動の発表の場とするとともに、多くの市民の皆さんに博物館に足を運んでもらうきっかけづくりとして「第3回博物館まつり」を開催するものです。

## 2 日時

9月24日（土）9時から16時まで

## 3 会場

松本市歴史の里ほか

## 4 内容

## (1) 松本市歴史の里

ア 松本の七夕を知ろう（小学生の親子向け七夕講座）

イ 松本六地蔵調査発表～まつもとの六地蔵は鉞（はち）を鳴らす

ウ 松本地方の化石（松本地方で発券された化石のギャラリートーク）

エ 昔の遊び

オ 歴史の里館内案内（市民学芸員による館内案内）

## (2) 旧制高等学校記念館

屋根のない博物館松本を歩く～旧制松本高等学校界限～

## (3) 街なか

まる博 de ウォーキング～城下町松本を歩く～

## 5 観覧料

松本市立博物館全分館で観覧料無料

## 6 主催

博物館まつり実行委員会（松本まるごと博物館友の会、市民学芸員の会、あゆみの会、松本市立博物館）

## 7 周知方法

(1) 広報まつもと9月号へ掲載します。

(2) 松本まるごと博物館ホームページへ掲載します。

担当 博物館

館長 木下 守

電話 32-0133



学都松本へ

松本は屋根のない博物館！松本の歩みと文化を知る。

松本の今にふれ、未来を思う。

——まるごと松本を知る旅のスタート地点です。



「学都松本」



# 第3回 博物館まつり



2022年9月24日(土) 9時～16時

場所:松本市歴史の里・旧制高等学校記念館 ほか



## 屋根のない博物館松本を歩く ～旧制松本高等学校界隈～

時間：10：00～11：30  
【要予約】定員：10名（先着順）  
集合・申込：旧制高等学校記念館  
(☎0263-35-6226)

1

## 旧制高等学校記念館エリア

## 5 松本の七夕を知ろう

小学生の親子向け七夕講座  
時間：13：30～14：20  
【要予約】定員：7組（先着順）  
対象：小学生の親子  
申込：歴史の里  
(☎0263-47-4515)

## 2 松本地方の化石

松本地方で発見された化石の  
ギャラリートーク  
時間：①10：50～11：10  
②11：20～11：40  
③13：00～13：20  
④13：30～13：50

## 松本市歴史の里エリア

## 6 松本六地蔵調査発表

～まつもとの六地蔵は鉞を鳴らす～

市内全域の六地蔵調査の発表と  
六地蔵の魅力を紹介  
時間：14：30～15：30

## 3 昔の遊び

時間：10：00～15：00

## まちなかエリア

## 4 歴史の里館内案内

歴史の里に詳しい  
市民学芸員による館内案内  
時間：①10：00～  
②14：00～  
※1回約60分程度



## まる博deウォーキング

～城下町松本を歩く～

①コース：本町と博労町界隈  
②コース：松本城北西、総掘界隈  
③コース：十王堂界隈  
時間：①②9：45～12：00頃  
③8：50～12：30頃  
【要予約】全コース定員10名（先着順）  
集合：①②枅形広場 ③松本城太鼓門  
申込：松本市立博物館  
(☎0263-32-0133)

全館でクイズ回答者に  
オリジナル缶バッジ  
プレゼント!!

○新型コロナウイルス感染状況により開催が延期または中止となる場合があります  
○感染拡大防止のため体調の考慮や手指の消毒マスクの着用にご協力ください

主催：博物館まつり実行委員会  
松本まるごと博物館友の会／市民学芸員の会／  
あゆみの会／松本市立博物館

○詳しくは松本市立博物館のHPをご覧ください（QRコードでアクセス）  
○松本市立博物館全分館：観覧料無料  
○予約申込開始：9月6日（火）9：00～各館へ（要予約は①・⑤・⑦のみ）  
○お問合せ：松本市立博物館（☎0263-32-0133）

